

キャッシュ・フロー法人税の研究

— 税率の試算と業種間の税負担率* —

Industry-Dependent Characteristics of Cash Flow Based Corporate Tax Rate Measurements

林 田 吉 恵**

A cash flow(CF)-based tax rate was calculated from a set of data a period of twenty-two years, and applied to individual cases of different companies to estimate the amounts of their respective corporate taxes. The obtained results were then combined according to, types and compared with the corresponding income-based corporate taxes. Although, in theory, the income-based and CF-based taxes should be equal in amount, industry-dependent discrepancies were observed between the two. These findings indicate the need to calculate CF-based tax rate with an adequately long-range data so as to alleviate the effect of CF fluctuations that probably result from the different stages of maturity of the subject companies.

Yoshie Hayashida

JEL : H25

キーワード：キャッシュ・フロー法人税、法人所得税、業種別

Key words : Cash Flow Based Corporate Tax, Income Based Corporate Tax,
Industry types

1 はじめに

わが国の法人税の課税ベースは、法人所得である。現行法人所得税は、配当

* 本稿は、日本財政学会第 64 回大会（明治大学）での報告論文を大幅に加筆・修正したものである。報告に際して、討論者の古田俊吉先生（富山大学）から有益なコメント及びアドバイスを頂いた。また、本稿の作成にあたり、指導教授である林宜嗣先生（関西学院大学）、本稿を査読してくださった先生方、河野正道先生（関西学院大学）から数多くの貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本稿についての責任は、すべて筆者に帰する。

** ecms1009@kwansei.ac.jp。

所得への二重課税、間接金融の優遇、キャピタルゲイン、減価償却の評価、資産価値の評価等、法人所得をとらえることが困難で、そのことが課税ベースを歪め、課税の中立性を損なうことが問題とされてきた。

そこで、このような問題を回避し、企業の投資に対して中立的で、個人所得税と法人税との間で生じる二重課税を排除できる税制として、支出税体系下のキャッシュ・フロー法人税¹⁾が、『ミードレポート』²⁾で提唱された。このキャッシュ・フロー法人税は、企業における資金の流入と流出の差を課税ベースとしており、法人税の課税ベースを再検討する上で欠かせないものである。

キャッシュ・フロー法人税に関する主な実証研究には、田近・油井 (2000)、宮田 (2003) がある。

本稿では、先行研究に倣い、投資や資金調達に対して中立であるキャッシュ・フロー法人税を導入したとき、その課税ベースはどのように変化するのか、また現行の法人税収をキャッシュ・フロー法人税によって徴収するとした場合、税率はどの程度となるのか、その試算を行う。その際、先行研究では、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字である法人に対する税の還付を考慮していないが、本稿では、赤字法人の税の還付も考慮して計測する。次に、試算したキャッシュ・フロー税率で個別企業のキャッシュ・フロー税額を業種ごとに合算して税負担率を推計し、キャッシュ・フロー法人税を導入すれば、業種間でのどのような税負担率の違いがあるのかを検証する。

2 キャッシュ・フロー法人税

2-1 キャッシュ・フロー法人税とその仕組み

『ミードレポート』では、所得を課税ベースとする現行の法人税に対し、キャッシュ・フロー法人税が提唱された。キャッシュ・フロー法人税は、企業の担税能力を、従来のように付加価値や利潤といった収入ベースで捉えるので

- 1) キャッシュ・フロー法人税は、『ミードレポート』では“flow-of-funds based corporation tax”と呼ばれており、その他の名称として“Cash Flow Corporation Tax”や「資金ベース法人税」がある。本稿では、多くの研究者が使用しているキャッシュ・フロー法人税を使用する。
- 2) Meade, J. E., George Allen and Unwin [1978]

はなく、企業における資金の流入から流出を差し引いたネットの資金流入、すなわち、キャッシュ・フローを課税ベースとするものである。

現行の法人税では、配当所得への二重課税や、資金調達面の非中立性という問題があるが、これに対してキャッシュ・フロー法人税は、仕組みが簡単で、投資コストの即時償却を認める一方で、資金調達コストの課税ベースからの控除を認めないことにより、法人企業の資金調達と投資に対して中立的で、二重課税の問題も排除すると考えられている。

表1は、『ミードレポート』で示されたキャッシュ・フロー課税ベースの考え方である。キャッシュ・フロー法人税は、通常、企業の収入から支出を控除したものを課税ベースとするが、『ミードレポート』では、課税ベースとして次の3形態に分類している³⁾。

第1は、財・サービスといった実物取引から生ずるキャッシュ・フローを対象とするRベース、第2は、実物取引と金融取引（株式関連取引を除く）の両方を考慮するR+Fベース、第3は、株式取引から生ずるキャッシュ・フローを対象とするSベースである。

表1 法人企業のキャッシュ・フロー

	資金流入	資金流出
実物取引 (R ベース)	R 売上 + 実物資産売却収入	\bar{R} 経常費用 + 実物資産取得 (投資)
金融取引 (F ベース)	F 借入 + 金融資産の減少 + 受取利子	\bar{F} 借入金の返済 + 金融資産の増加 + 支払利子
資本取引 (S ベース)	S 新株発行 (増資) + 他社株の売却 + 受取配当	\bar{S} 自社株取得 + 他社株式の購入 + 支払配当
租税取引 (T ベース)	T 租税の還付	\bar{T} 租税の支払い
総取引	$R + F + S + T$	$\bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$

3) この他に税の還付ということで、税務当局との税の取引がある。

2-2 キャッシュ・フロー法人税の中立性

キャッシュ・フロー法人税が投資に対してどのような影響を及ぼすのかを野口 (1985) にしたがって述べる。

① 課税がない場合の投資基準

第 1 期に 1 単位の投資が限界的に追加されると、第 2 期において限界的に r だけの収益が増加すると仮定する。この投資の減価償却率は d であるとする ($0 \leq d \leq 1$)。つまり第 2 期において資本設備を売却すれば、 $1-d$ の収入が得られる。

この投資が自己資本でなされる時の基準は、第 2 期に増加する総収入の現在価値が 1 を下回らないことである。すなわち、割引率を i とすれば投資基準は、 $(r+1-d)/(1+i) \geq 1$ となり、

$$r \geq d+i \quad (1)$$

によって与えられる。ここで割引率は、投資の機会費用、つまり自己資本を他の用途にあてた場合の収益率を表す。これは、通常の場合、市場利子率によって代表される。

次に投資が借入によって賄われる場合を考える。この場合には、第 2 期において $(1+i)$ の元利支払いが必要となる。そして、当初の自己資金はゼロであったのだから、投資基準は第 2 期のネット受取りの現在価値が非負となること、

$$[r+(1-d)-(1+i)]/(1+i) \geq 0 \quad (2)$$

によって与えられる。これは (1) と同じ条件である。

したがって、課税のない場合の投資基準は、投資資金の調達法にかかわらずなく、「投資収益率が利子率と減価償却率の和を下回らないこと」によって与えられることがわかる。

② R ベース課税の場合

この場合、課税ベースは、投資の資金調達法に依存しない。なぜなら R ベースでは実物取引のみが考慮され、借入金やその返済などの金融取引は考慮されないからである。

そこで第1期に1単位の投資が追加されると、第1期の課税ベースは1だけ縮小する。したがって、この投資以外の法人活動にかかわる法人税が t だけ節約されることになる。この投資のために必要とされる自己資本もしくは借入は、 $(1-t)$ でよいことになる。

第2期における課税ベースには、実物資本の売却収入も含まれるから、 $r+(1-d)$ である。したがって、税率を t とすると、税引後の受取りは、投資が自己資金で賄われる場合には、

$$r+(1-d)-t(r+1-d)=(1-t)(r+1-d) \quad (3)$$

となる。投資が正当化されるための条件は、この割引現在価値が $1-t$ を下回らないことである。これは(1)と同じである。

投資が借入で賄われる場合には、第2期の税引後のネットの受取りは、収益プラス売却収入マイナス税マイナス元利支払いであるから、

$$r+(1-d)-t(r+1-d)-(1-t)(1+i) \quad (4)$$

となる⁴⁾。投資が正当化されるための条件は、この割引現在価値が非負となることである。これは条件(1)を導くことが直ちにわかる。

結局Rペースの下では、資金調達法に拘わりなく、課税は投資決定に中立的であることがわかる。

③ R+F ベース課税の場合

次にR+Fペース課税を検討する。

まず、自己資金で賄われる場合、Fエレメントは追加されないから、Rペースの場合と全く変わらない。したがって、課税に中立的である。

つぎに、外部資金の場合を考える。第1期における課税ベースは、投資によって縮小する一方で、借入によって拡大する。したがって、差し引き変化がない。第2期においては、借入資金の元利合計が控除できるが減価償却は考慮されない。また、資産の売却収入は課税対象とされる。したがって課税ベースは、

4) この場合、第一期の借入金金が $1-t$ であったことに注意。

$$r + 1 - d - (1 + i) = r - d - i \quad (5)$$

である。したがって、税引後のネットの受取りは、

$$r + 1 - d - t(r - d - i) - (1 + i) = (1 - t)(r - d - i) \quad (6)$$

である。投資が正当化されるための条件は、この割引現在価値が非負となることであり、それは (1) と同値である（なお、この結論は次のように考えても得られる。第 2 期における元利合計の控除は、第 1 期での借入控除と同じである。すると課税ベースは R ベースの場合と同一である。）。

このように、R+F ベースの場合にも、投資資金の調達法によらず、課税は投資決定に中立的である⁵⁾。

2-3 キャッシュ・フロー法人税と現行法人税の課税ベースの違い

キャッシュ・フロー法人税を導入することによって、現行法人税制とどのような違いがでてくるのだろうか。キャッシュ・フロー法人税を簡単に述べると、減価償却制度を廃止して、投資額を即時に全額課税ベースから控除し、借入金の利子の控除をせず、資金流出や資金流入がそのまま反映されるということである。

現行法人税と比べると、キャッシュ・フロー法人税では、投資がたくさん行われる企業や収益率の低い企業は、課税ベースが小さくなり、投資があまり行われていない企業や収益率が高い企業は課税ベースが大きくなる。

つまり、キャッシュ・フロー法人税は、大きな投資があると税額は低くなるか還付になり、投資が少ない、または、利益がたくさん出た場合は、税額が大きくなる等、年度間で大きく変動する税である。しかし長期にわたる税負担を考えるなら、課税ベースが所得であろうが、キャッシュ・フローであろうと結果的に同じなる可能性がある。

表 2 を使ってキャッシュ・フロー法人税制と現行法人税制の違いにおいて検討してみよう。期間は 10 年間とし、1 期目に 100 の投資、6 期目に 50 の投資、利益は 1 期目の 100 の投資に対して 50 の利潤、6 期目の 50 の投資に

5) S ベースについては、古田 [1990] を参照されたい。

表2 キャッシュ・フロー法人税と現行法人税の税負担比較

	投資	利益	減価償却	CF Taxbase	現行 Taxbase	CF 税額	現行 税額	経済的所得	CF 税負担率	現行税負担率
1 期目	100	50	10	-50	40	-5	4	80	-0.063	0.050
2 期目	0	50	10	50	40	5	4	80	0.063	0.050
3 期目	0	50	10	50	40	5	4	80	0.063	0.050
4 期目	0	50	10	50	40	5	4	80	0.063	0.050
5 期目	0	50	10	50	40	5	4	80	0.063	0.050
6 期目	50	70	20	20	50	2	5	80	0.025	0.063
7 期目	0	70	20	70	50	7	5	80	0.088	0.063
8 期目	0	70	20	70	50	7	5	80	0.088	0.063
9 期目	0	70	20	70	50	7	5	80	0.088	0.063
10 期目	0	70	20	70	50	7	5	80	0.088	0.063
合計	150	600	150	450	450	45	45	800	0.056	0.056

対して 20 の利潤があるとした時のキャッシュ・フロー課税ベースと現行課税ベースの違いを見る。なお 1 期目の投資に対する減価償却は 10 年、6 期目の投資に対する減価償却は 5 年と仮定する。税率は 10% である。また税負担率を、経済的所得に対する税額とし、ここでの経済的所得を 80 とする⁶⁾。

キャッシュ・フロー課税ベースは、投資額がそのまま課税ベースから控除されるため、1 期目の課税ベースはマイナス 50 となり、税額は 5 の還付になる。この時のキャッシュ・フロー税負担率は、マイナス 0.063 である。しかし 2 期目以降は投資がゼロなので、利益がそのまま課税ベースになり、税額は 5 で、キャッシュ・フロー税負担率は 0.063 となる。同様に、6 期目の投資に対してもキャッシュ・フロー法人税では課税ベースに投資額が控除されるため、課税ベースが 20、税額は 2 と小さくなり、キャッシュ・フロー税負担率は 0.025 となる。一方、現行税制では、投資額が減価償却によって平均化されるため、1 期目から 5 期目までの課税ベースは 40 と一定であり、税額も 4、現行税負担率は 0.050 である。6 期目の投資についても均等化されるため、課税ベースは 10

6) 現行法人税を考えるとときの課税ベースは申告所得（≒税引前利益）であるが、企業間で税の負担を比較する場合、ここでは経済的所得に対する税額と考える。この経済的所得に対する現行法人税額の比率を、以降では現行法人税負担率とする。同様に経済的所得に対するキャッシュ・フロー税額を、キャッシュ・フロー税負担率とする。経済的所得とは、「経済的所得=税引前利益+引当金等」である。

期目まで 50 で、税額も 5、現行税負担率は 0.063 である。このように、キャッシュ・フロー法人税は投資をした時に、税額が減少するか還付になり、投資をしない時は税額が大きくなるように、税額が変動するのに対し、現行法人税では投資は均等に控除されるため、税額に大きな変動はないことがわかる。短期間で見ると双方の税額は大きく異なるが、長期間でみると、10 期間で支払った税額はどちらも同じであり税負担率も同じであることが表 2 よりわかる。

3 キャッシュ・フロー法人税の考え方と計測方法

3-1 先行研究

田近・油井 (2000) は、現行法人税と同額の税収を得るために必要なキャッシュ・フロー法人税率を試算している。分析期間は 1987 年度から 1996 年度の 10 年間である。個別企業の例として、戦後の日本経済をリードしてきた鉄鋼、電機、自動車産業から新日鐵、ソニー、トヨタ自動車の 3 社を選び、R ベース、R+F ベース、S ベース、T ベースのキャッシュ・フローを推計している。しかし個別企業のキャッシュ・フローは、投資や資金調達行動に大きく依存し、年度間の変動が激しいため、次は、この期間の製造業全体を対象に (対象企業数は年度間で増減があるがおよそ 690 社から 750 社である)、キャッシュ・フローを課税ベースとするならば、平均的な税率がどのくらいの大きさになるのかを R ベースと R+F ベースの黒字企業のみを抽出し、シミュレートしている。

その結果、キャッシュ・フローは所得よりも、年度によって、また、企業によって大きく変動し、分析期間の 10 年間の累積額でみた平均税率は、R ベースで 90%、R+F ベースで 72.1%と、法人所得に対する税率の 47%と比べて 2 倍近くになっていた。これはバブル期の旺盛な投資によってキャッシュ・フローの低下が強く反映された結果であるとしている。

宮田 (2003) では、分析期間はバブルが崩壊したデフレ不況下の 1991 年度から 2000 年度までの 10 年間である。対象企業は、IT 関連産業と金融機関の松下電器産業 (株)、日本電信電話 (株)、住友信託銀行、第一勧業銀行の 4 社

である。試算したキャッシュ・フローの課税ベースは、『ミードレポート』の課税ベースである R ベース、R+F ベース、S ベース、エドワードが提案した W+S+T ベース⁷⁾ とボードウェイ＝ブルース＝ミンツが提案した R+A ベース⁸⁾ である⁹⁾。

分析結果では、現行所得ベース (0.413)、R ベース (0.339)、R+F ベース (0.498)、S ベース (1.190)、W+S+T ベース (0.169)、R+A ベース (0.122) であった。以上の結果より、R+F ベースではほぼ現行と同じ税率が設定でき、S ベースの場合は現行法人税率より高く設定しなければならない。W+S+T ベースや R+A ベースは、現行より低く税率を設定できている。実行可能性の観点からは、現行税率より低く税率を設定できる W+S+T ベースや R+A ベースが法人から最も受け入れやすいが、税務当局からみると、不況期であっても税金を確保できる、人件費を課税ベースに組み込む W+S+T ベースが望ましいと考えられるとしている。

以上のように先行研究では、キャッシュ・フロー法人税の税率を試算しているが、その際に、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字である法人の税の還付を考慮していない。そこで本稿では税の還付も考慮して税率を推計し、続いてキャッシュ・フロー法人税を導入した際に、業種間で税負担率の違いがあるのかを検証する¹⁰⁾。

3-2 計測方法

本稿でのキャッシュ・フロー法人税の課税ベースは、実物取引による資金収支である R ベースと、長期や短期の借入れとその返済及び金融資産の売買

7) これは『ミードレポート』の $R+F=S+T$ の修正ベースで、 $R'+F=W+S+T$ (W は従業員報酬、 R' は従業員報酬すなわち人件費を含む R ベースを表す) とする。エドワードは金融仲介業に対する課税方法として提案した。 宮田 [2003]

8) ボードウェイ＝ブルース＝ミンツが提案している、金融業にも課税でき、R ベースと同様に純利潤となり、かつ法人企業の資産選択に中立である課税ベースとされる。R+A ベースは、実物取引と所得を生み出す居住法人株式会社を含む金融資産取引から生ずるキャッシュ・フローである。 宮田 [2003]

9) W+S+T ベースや R+A ベースは、『ミードレポート』の R+F ベースでは不十分だった金融機関の課税を可能としてものである。 宮田 [2003]

10) 現行法人税をキャッシュ・フロー法人税にした場合の税率の違いは、課税ベースが違うためにそのような結果になるだけであり、税率が高いからといって税負担率が重くなるわけではない。

により資金収支に利子の受取利子を加え、支払利子を引く F ベースを加えた、R+F ベースとする。

先行研究ではキャッシュ・フローの黒字法人のみを取り上げているが、キャッシュ・フロー法人税は、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字の場合、税を還付する制度があり、その部分も考慮しなければならない。そこで、本稿では、キャッシュ・フローの黒字法人のみではなく、還付になる赤字法人もあわせて計測する。

『ミードレポート』で提案されているキャッシュ・フロー課税ベースを、ここでは貸借対照表、損益計算書のデータから試算する。「税引前利益」を元に、現金の流入を試算していく。一例として、設備投資（有形固定資産の購入）は、現金で購入すれば同額の資金の流出が生じるが、費用は減価償却によって計上される。したがって、キャッシュ・フローを求めるには、減価償却を足し戻して資産購入額を資金流出額としなければならない。また引当金等への繰入も資金の流出を伴わないので、キャッシュ・フロー計算の際には費用として計上されている引当金繰入額を足し戻さなければならない。

財務データをキャッシュ・フロー課税ベースに変換するために、田近・油井（2000）に倣い、以下のように試算する。なお、式中の△は対前期変化額で、「当期」－「前期」で算出している。

R ベース¹¹⁾：

$$\begin{aligned}
 R = & \text{税引前利益} + \text{キャッシュ調整} + \Delta \text{引当金・準備金} + \text{減価償却費} \\
 & + \text{繰延資産当期償却額} - \text{固定資産純購入額} - \text{棚卸資産純購入額} \\
 & - \text{研究開発費等繰延資産購入額} \\
 \text{キャッシュ調整} = & - \text{前期役員賞与} - \Delta \text{受取手形等} + \Delta \text{支払手形等} \\
 & - \text{固定資産売却益（純）} - \text{棚卸資産売却益（純）} - \text{受取利息} + \text{支払利息} \\
 & - \text{受取配当} - \text{有価証券売却益（純）} + \text{有価証券評価損} + \text{租税公課} \\
 & + \Delta \text{未払い法人税等}
 \end{aligned}$$

F ベース：

11) 棚卸資産純購入額、棚卸資産売却益（純）、研究開発費等繰延資産購入額については、日経財務データに収録がなかったため、ここでの計測から省いている。

$$F = [\text{調整後負債増分}] - [\text{調整後資産増分}] + [\text{受取利息} - \text{支払利息}]$$

$$\text{調整後負債増分} = \Delta L - \Delta \text{引当金} \cdot \text{準備金} - \Delta \text{支払手形等}$$

$$- \Delta \text{未払法人税等}$$

$$\text{調整後資産増分} = \Delta A - \Delta \text{受取手形等} - \Delta \text{固定資産} - \Delta \text{棚卸資産}$$

$$- \Delta \text{投資有価証券 (株式)} \cdot \text{出資金} + \text{有価証券売却益 (純)}$$

$$- \text{有価証券評価損}$$

$$\Delta L = \text{負債の対前期変化額} \quad \Delta A = \text{資産の対前期変化額}$$

使用データは日経財務データで、東京・大阪・名古屋・JASDAQ など証券取引所の上場全社、および非上場の有価証券報告書提出会社（東証外国部及び銀行・証券・保険会社は除く）の約 4,000 社（2009 年度現在）掲載されている。

分析期間は 1987 年度から 2008 年度で、各年度の黒字法人¹²⁾を抽出し、R+F ベースのキャッシュ・フロー課税ベースを個別企業ごとに計測し、それらを合算し、税率を試算する。

4 分析結果

4-1 税率の計算

現行法人税をキャッシュ・フロー法人税にした場合、税収中立と仮定すると、税率がどの程度に設定されるのかを試算する。

表 3 は、1987 年度から 2008 年度までの 22 年間で推計したものである。R+F base（赤字法人のみ）とは、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字になる法人の合計で、これに税率を掛け合わせた額が税の還付になる。R+F base（黒字法人のみ）は、キャッシュ・フロー課税ベースが黒字になる法人の合計で、これに税率を掛け合わせた額の税金が発生することになる。そして、それらの課税ベースを足し合わせたものが R+F base で、これがキャッシュ・フロー法人税の課税ベースになる。税引前利益、経済的所得、法人税等合計とは、それぞれの年度毎の合計額である¹³⁾。

12) ここでの黒字企業とは、「税引前利益」> 0 かつ「法人税等合計」> 0 の企業である。

13) 「法人税等合計」は、法人税、住民税、事業税等の国税と地方税の合計である。ここでの推計は、法人地方税を含めるべきではないが、データの都合上法人税の国税部分を分離することができないため、「法人税等合計」を使用した。

表 3 キャッシュ・フロー法人税の課税ベースの試算

単位：10 億円

年度	R+F base	R+Fbase (赤字法人のみ)	R+Fbase (黒字法人のみ)	税引前利益	経済的所得	法人税等合計
1987	3,444	-3,058	6,502	11,846	15,776	6,382
1988	3,862	-3,487	7,349	14,388	18,509	7,556
1989	2,253	-5,615	7,868	16,301	20,695	8,150
1990	10,349	-2,327	12,676	17,323	22,424	8,391
1991	8,431	-2,024	10,455	15,448	20,427	7,262
1992	7,200	-1,163	8,363	12,341	17,038	6,126
1993	5,368	-1,796	7,164	10,528	15,342	5,216
1994	5,703	-1,723	7,426	10,769	15,346	5,265
1995	8,024	-1,260	9,284	13,054	17,746	6,205
1996	7,729	-1,631	9,360	14,365	19,341	6,759
1997	8,423	-1,378	9,801	13,180	17,728	5,911
1998	7,045	-2,626	9,670	11,974	15,916	5,888
1999	6,335	-4,513	10,848	11,518	16,665	5,834
2000	16,619	-2,604	19,222	14,106	20,116	6,836
2001	6,148	-2,794	8,942	11,029	14,885	5,243
2002	7,087	-3,052	10,138	14,073	17,495	5,576
2003	13,362	-1,957	15,319	16,347	20,211	5,949
2004	11,515	-3,060	14,574	20,150	23,687	6,673
2005	16,636	-3,217	19,853	23,641	26,659	7,535
2006	17,536	-3,421	20,958	25,609	28,938	8,085
2007	14,380	-4,277	18,658	24,632	27,407	7,819
2008	6,419	-3,491	9,910	14,400	16,744	4,536

備考) 日経財務データより作成。

表 3 の R+F base を見ると、その数値は年度によって大きく変動していることがわかる。これは投資を実施した時に、現行課税ベースでは、減価償却という形で長期にわたって償却していくのに対し、キャッシュ・フロー課税ベースでは、購入時点で一括して資金流出とするため、税引前利益と比べてキャッシュ・フロー課税ベースのほうが変動は大きくなるという事実を示している。また税が還付になる赤字法人が每期存在しており、R+F base は、その赤字法人の課税ベースも含めているため、現行課税ベース（税引前利益）よりも低くなる傾向があることもわかる。

表 4 は、表 3 で求めた「法人税等合計」と同額の税収をキャッシュ・フロー法人税で賄うとした場合、税率がどのようになるかを見たものである。

表 4 キャッシュ・フロー法人税の税率の推計

	Cash Flow Tax Rate (黒字のみ)	Cash Flow Tax Rate (赤字込)	法人税率 (国税)	財務省型 実効税率	法人税負担率 (経済的所得に 対する税額)
1987	0.982	1.853	0.420	0.547	0.405
1988	1.028	1.957	0.420	0.547	0.408
1989	1.036	3.617	0.400	0.526	0.394
1990	0.662	0.811	0.375	0.500	0.374
1991	0.695	0.861	0.375	0.500	0.356
1992	0.733	0.851	0.375	0.500	0.360
1993	0.728	0.972	0.375	0.500	0.340
1994	0.709	0.923	0.375	0.500	0.343
1995	0.668	0.773	0.375	0.500	0.350
1996	0.722	0.874	0.375	0.500	0.349
1997	0.603	0.702	0.375	0.500	0.333
1998	0.609	0.836	0.345	0.464	0.370
1999	0.538	0.921	0.300	0.409	0.350
2000	0.356	0.411	0.300	0.409	0.340
2001	0.586	0.853	0.300	0.409	0.352
2002	0.550	0.787	0.300	0.409	0.319
2003	0.388	0.445	0.300	0.409	0.294
2004	0.458	0.580	0.300	0.409	0.282
2005	0.380	0.453	0.300	0.409	0.283
2006	0.386	0.461	0.300	0.409	0.279
2007	0.419	0.544	0.300	0.409	0.285
2008	0.458	0.707	0.300	0.409	0.271

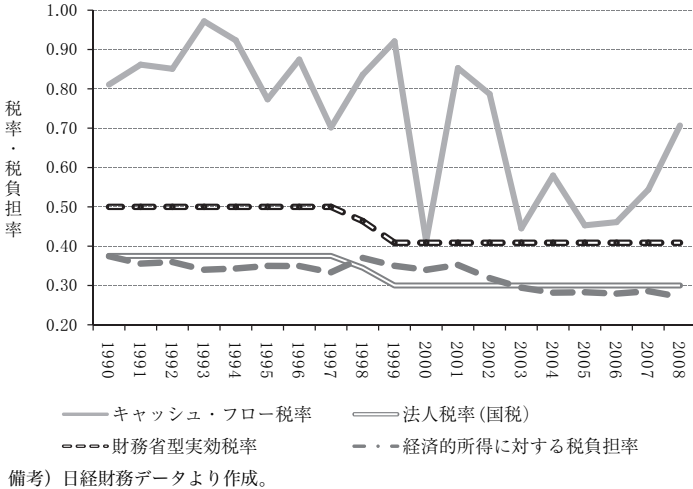
備考) 日経財務データ、『法人企業統計年報：租税特集』より作成。

Cash Flow Tax Rate (黒字のみ) は、表 3 の「法人税等合計」額を R+F base (黒字法人のみ) の課税ベースで徴収した場合の税率で、Cash Flow Tax Rate (赤字込) は、R+F base を課税ベースにした場合の税率である。キャッシュ・フロー法人税を導入した場合、この Cash Flow Tax Rate (赤字込) が税率となる。法人税率 (国税) は、現実の法人所得税率で、財務省型実効税率は、国税である法人税、地方税である事業税及び住民税法人税割が含まれているものである¹⁴⁾。法人税負担率とは、実際に支払った「法人税等合計」が経済的所得に対してどれだけ占めているかを示したものである。

図 1 は、キャッシュ・フロー税率、法人税率 (国税)、財務省型実効税率、経

14) 詳しくは戸谷 [1994] 参照。

図 1 キャッシュ・フロー税率と法人税率の推移



済的所得に対する税負担率（以下より、経済的所得に対する税負担率を現行税負担率とする）を表したものである。

R+F base と税引前利益との関係から見ても明らかなように、税率も大きく変動しているのがわかる。2000 年度以外ほどの年度においても、キャッシュ・フロー税率は、法人税率、財務省型実効税率、法人税負担率（経済的所得に対する税額）よりも高く推移しており、変動も大きい。

このようにキャッシュ・フロー税率が、それ以外の税率よりも高い税率で推移し、また、変動も大きいため、現行の法人税からキャッシュ・フロー法人税に置き換えた時の税率を、単年度で求めるのは困難であることがわかる。

そこで何らかの平均化が必要となり、単年度で税率を試算するのではなく、長期の累積額で比較しなければならない。田近・油井（2000）では、10 年間の累積額でキャッシュ・フロー税率を求めていたが、10 年間ではキャッシュ・フロー法人税の変動をつかみきれていないかわからないため、より長期で比較を行う¹⁵⁾。その際、各年度のキャッシュ・フローを単純に合算するのではなく、

15) ①1999-2008 年度の累計と②1987-1998 年度の累計結果は付表 1 を参照。①と②の業種別

1987年度から2008年度の22年間の、2008年度の現在価値に換算して累積する。割引率としては、『財政金融統計月報 法人企業統計年報』から全業種の借入金利22年間の平均値3.50%を用いた。

結果は、表5・表6に示している。表5は、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースであるR+F Base、キャッシュ・フロー法人税の赤字法人だけのR+F Base（赤字のみ）、キャッシュ・フロー法人税の黒字法人のみのR+F Base（黒字のみ）、経済的所得、現行法人税額を現在価値に換算した累計額である。表6には、キャッシュ・フロー法人税を導入した時の税率を試算している。「法人税合計」を、それぞれ「R+F Base」「R+F Base（黒字のみ）」「経済的所得」が課税ベースであった場合の税率を示している。キャッシュ・フロー税率（黒字のみ）は、キャッシュ・フローが黒字法人だけの税率で0.601、キャッシュ・フロー税率（黒字赤字込）は、キャッシュ・フロー課税ベースに赤字法人と黒字法人の両方が含まれている税率で0.799となり、これが実際にキャッシュ・フロー法人税を導入した時の平均的な税率となる。現行税負担率は0.342で

表5 キャッシュ・フロー課税ベースの累積現在価値

単位：10億円

割引現在価値換算	R+F Base	R+Fbase（赤字のみ）	R+Fbase（黒字のみ）	経済的所得	法人税合計
1987-2008	265,415	-87,867	353,282	619,624	212,162

備考) 日経財務データより作成。

表6 累積現在価値のキャッシュ・フロー税率

割引現在価値換算	キャッシュ・フロー税率（黒字のみ）	キャッシュ・フロー税率（黒字赤字込）	現行税負担率（経済的所得に対する税額）
1987-2008	0.601	0.799	0.342

備考) 日経財務データより作成。

キャッシュ・フロー税負担率の結果が違い、新規投資をした場合、その投資が安定的に収益をあげて回収できるようになるまでには10年間でその変化を拾いきれないことがわかった。また22年間の累計での推計では、税負担率の変動の幅は小さくなる可能性がある。1987-2008のキャッシュ・フロー税負担率の平均は0.338、変動係数は、0.337、1999-2008のキャッシュ・フロー税負担率の平均は0.284、変動係数は0.427であった。

あった。キャッシュ・フロー法人税の方が、赤字法人の税の還付分も含まれているため、キャッシュ・フロー税率は高くなっている。

4-2 業種ごとの税負担率の違いについて

4-1 で、キャッシュ・フロー法人税を導入した場合、平均的な税率はどれくらいになるのかを試算してきた。キャッシュ・フロー法人税は、投資の多い業種は、税負担が低くなり、収益率の高い業種は税負担が高くなる特徴がある。そこで次は、表 6 で算出したキャッシュ・フロー税率 0.799 を使って、個別企業のキャッシュ・フロー法人税額を求め、業種別に推計する。そして、業種別にどの業種の税負担率が増えるのか、または減少するのかを検証する。

表 7 は、キャッシュ・フロー税額と現行法人税額を比較したものである。「キャッシュ・フロー／現行」というのは、キャッシュ・フロー税額を現行法人税額で除したものである。これが 1 を超えていると、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって税負担が増加し、逆に 1 未満であると、キャッシュ・フロー法人税導入によって税負担が減少する。「通信」は 1.737 で、大きく 1 を超えている業種であり、それ以外に「製造業」、「電力・ガス」が 1 を超えている業種である。「その他金融」は 0.408 で、大きく 1 を下回っている業種で、「水産」、「鉱業」、「建設」、「小売業・商社」、「不動産」、「鉄道・バス・陸運・空運・倉庫」、「サービス」も、1 未満の業種である。

図 2 は 1987 年度から 2008 年度の現在価値に揃えた累積額の、業種別税負担率を比較したものである。「製造業」、「通信」、「電力・ガス」の 3 業種は、現行税負担率よりキャッシュ・フロー税負担率の方が高くなっており、「水産」、「鉱業」、「建設」、「小売業・商社」、「その他金融」、「不動産」、「鉄道・バス・陸運・空運・倉庫」、「サービス」の 8 業種は、キャッシュ・フロー税負担率の方が低くなっている。現行税負担率でみると、「鉱業」が一番高い税負担率になっており、「水産」や「通信」の税負担率が一番低くなっている。キャッシュ・フロー税負担率でみると、現行税負担率では一番負担が低かった「通信」が、一番高い税負担率になっており、「その他金融」が一番低い税負担率になっている。このように、現行税負担率でも、キャッシュ・フロー税負担率でも業種間

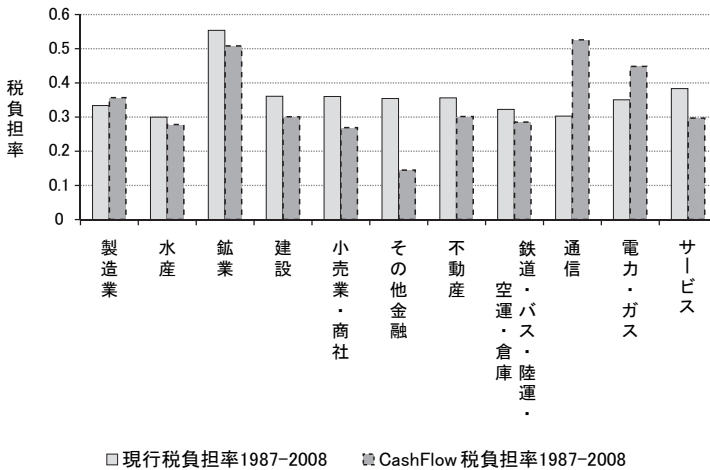
表 7 1987 - 2008 年度累計額キャッシュ・フロー税額と現行法人税額の比較

単位：10 億円

	現行法人税等合計	キャッシュ・フロー税額	キャッシュ・フロー ／ 現行法人税
製造業	111,742	119,434	1.069
水産	230	214	0.927
鉱業	2,410	2,211	0.917
建設	15,202	12,672	0.834
小売業・商社	24,402	18,219	0.747
その他金融	8,011	3,271	0.408
不動産	4,648	3,930	0.846
鉄道・バス・陸運・空運・倉庫	11,783	10,420	0.884
通信	9,302	16,155	1.737
電力・ガス	15,057	19,262	1.279
サービス	13,282	10,281	0.774

備考) 日経財務データより作成。

図 2 1987 - 2008 年度の業種別税負担率の比較



備考) 日経財務データより作成。

での税負担率の違いがある。

表 2 で見てきたように、理論的には現行法人税もキャッシュ・フロー法人税も、最終的には税負担率は同じになるはずなのに、22 年間という長期の累積額で推計しても、業種間で現行法人税とキャッシュ・フロー法人税の税負担率

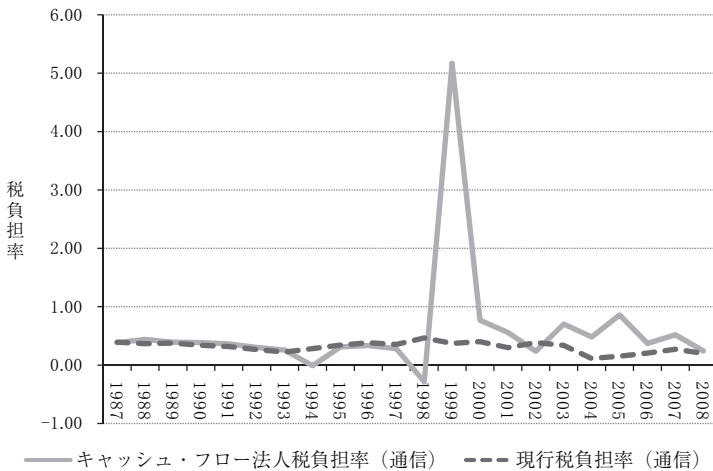
が異なっており、より長期で計測しなければならないことがわかった。

図 2 と表 7 は、1987 年度から 2008 年度の累積額で推計したものであるが、キャッシュ・フロー法人税は年度によって変動する税制なので、例えば、ある年度に大きく還付があると、その影響を受け、累計額で推計したキャッシュ・フロー税負担率が低くなる可能性がある。

そこで、現行税負担率とキャッシュ・フロー税負担率に大きな乖離がある「通信」、「その他金融」、「電力・ガス」を取り上げて、時系列でより深く検証する。図 3、図 4、図 5 は、1987 年度から 2008 年度間の「通信」、「その他金融」と「電力・ガス」の現行税負担率とキャッシュ・フロー税負担率の推移を時系列で見たものである。

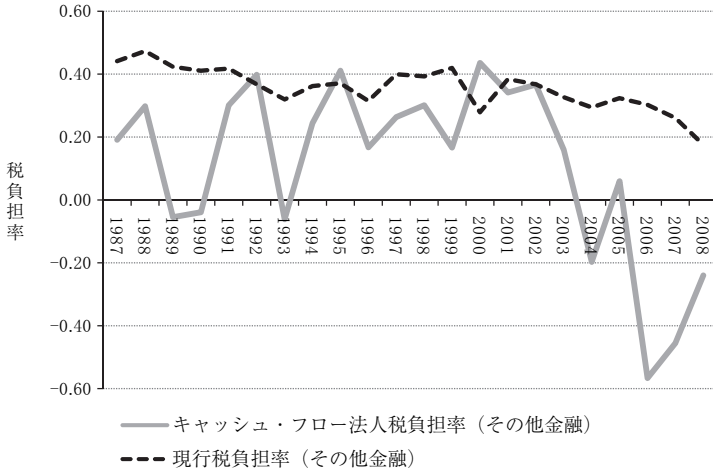
「通信」は、図 3 や表 7 より、現行税負担率とキャッシュ・フロー税負担率の間に大きな乖離があるが、時系列でみると、1999 年度に 1 度だけキャッシュ・フロー税負担率が大きいくだけで、他の年度は現行税負担率の付近を推移している。これは、1999 年度にキャッシュ・フロー課税ベースのプラス要因

図 3 「通信」の税負担率時系列比較



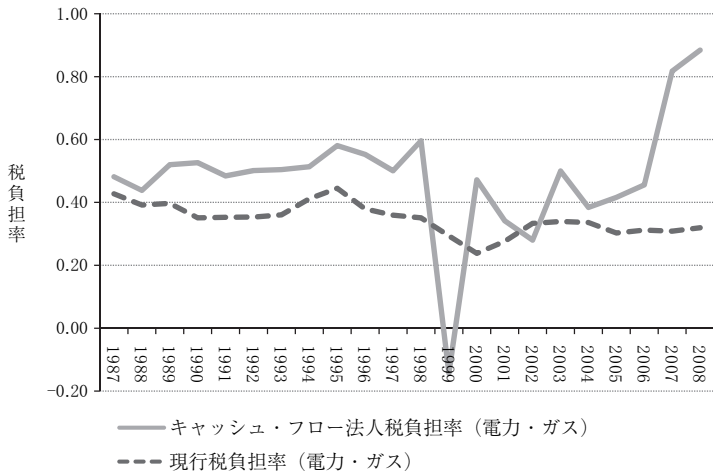
備考) 日経財務データより作成。

図4 「その他金融」の税負担率時系列比較



備考) 日経財務データより作成。

図5 「電力・ガス」の税負担率の時系列比較



備考) 日経財務データより作成。

となる投資有価証券¹⁶⁾の前年度からの増加額が4兆730億円もあり、それが1999年度のキャッシュ・フロー課税ベースを大きくした為に、推計したキャッシュ・フロー税額が多額になり、キャッシュ・フロー税負担率が大きくなった原因である。1999年度を取り除くと、「通信」はそんなに大きな負担増の業種ではないと言える。

「その他金融」は、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって、いくらかは現行税負担率よりも高い負担率になる年度があるが、それ以外は現行税負担率よりもキャッシュ・フロー税負担率は低い水準であり、負担減になる業種である。また「電力・ガス」は、1999年度に税が還付になっているが¹⁷⁾、それ以外の年度は現行税負担率よりも高いところで推移しており、キャッシュ・フロー法人税を導入することによって負担増となる業種と言える。

「その他金融」や「電力・ガス」の業種は、なぜこのような結果になったのだろうか。3-2で田近・油井(2000)に倣い、財務データからキャッシュ・フロー課税ベースに変換する計測方法を述べたが、表8は、その計算式で相殺された勘定科目を除いて、残った勘定科目を、キャッシュ・フロー課税ベースをプラスとマイナスにする項目にまとめたものである。プラス項目が増加すると、キャッシュ・フロー課税ベースは大きくなり、税額は増加する。逆に、マイナス項目が増えると、キャッシュ・フロー課税ベースは小さくなり、税額が減少する。勘定科目の前に「△」がついているものは、前期からの増減額を表している。「その他金融」と「電力・ガス」の業種では、表8のどの要素が影響を及ぼしているのかを見してみる。

図6は、「その他金融」と「電力・ガス」等の業種で、表8で示しているどの要素が影響を及ぼしているのかを見たもので、経済的所得に対するキャッシュ・フロー課税ベースの内訳を表したものである。「その他金融」のマイナス項目の「△資産合計」が大きいことがわかる。それに比べて、「電力・ガス」は、マイナス項目である「△資産合計」が小さく、プラス項目の「税引前利益」が大きい。

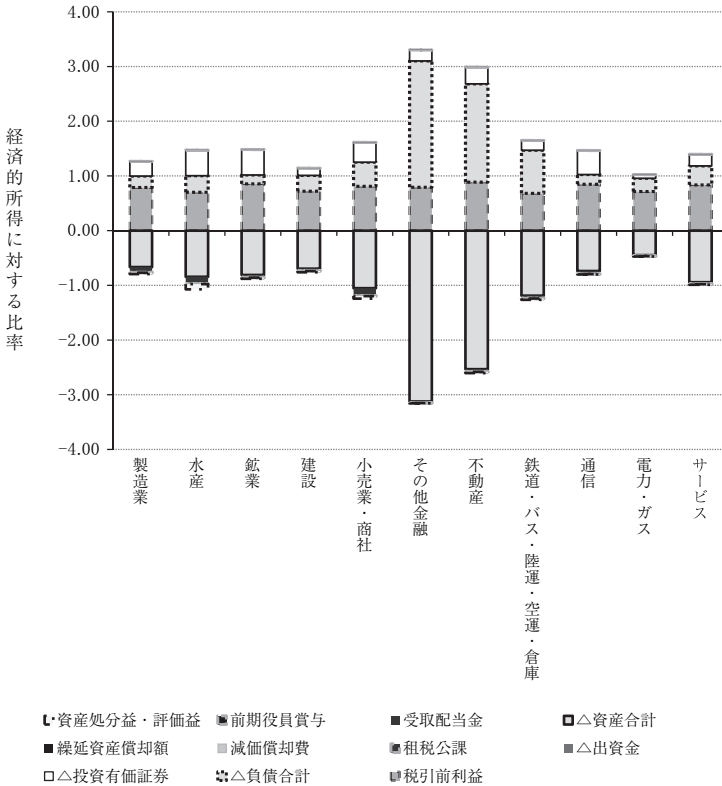
16) 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する社債その他の債券以外の有価証券をいう。

17) 「電力・ガス」の1999年度は、「投資有価証券」と「出資金」の前年度増減額が大きく減少しているため、キャッシュ・フロー課税ベースが赤字になり還付になっている。

表 8 キャッシュ・フロー課税ベースの要因

キャッシュ・フロー課税ベース	
プラス項目	マイナス項目
税引前利益	△資産合計
△負債合計	受取配当金
△投資有価証券	前期役員賞与
△出資金	資産処分益・評価益
租税公課	研究開発繰延資産購入額
減価償却費	棚卸資産売却益
繰延資産償却額	

図 6 経済的所得に対するキャッシュ・フロー課税ベースの内訳



備考) 日経財務データより作成。

表 9 は、「その他金融」と「電力・ガス」のプラス項目とマイナス項目を、まとめたものである。それぞれの数値は、経済的所得に対してどの程度であるかという比率で、マイナスがついているのは、マイナス項目であることを示している。これを見ると、「その他金融」はキャッシュ・フロー課税ベースのマイナス項目の比率が大きいことがわかる。その中でも「△資産」が経済的所得に対して 3.122 もある。これは、例えば受取手形や売掛金等で、現行税制であれば課税ベースに算入されるが、実際の現金流入ではないためにキャッシュ・フロー課税ベースに算入されず、税負担率が低くなったと言える。しかしながら、会社を清算する時には、たくさんの資金流入があり、キャッシュ・フロー法人税の元では、多額の税額を支払うことになるだろう。

一方、「電力・ガス」は、キャッシュ・フロー課税ベースを小さくするマイナス項目が少ないために、キャッシュ・フロー課税ベースが大きくなり、税負担率が高くなっている。「電力・ガス」は、初期の頃に多額の投資が行われ、キャッシュ・フロー課税ベースの元では税額も還付になるが、今回分析した期間では、新規投資が少なく、今までの投資から大きな利潤が生みだされているために、税負担率が重くなっていると考えられる。

法人税の課税ベースは、理論的に、所得であろうが、キャッシュ・フロー

表 9 「その他金融」「電力・ガス」のキャッシュ・フロー課税ベースの内訳

		その他金融	電力・ガス
プラス項目	税引前利益	0.793	0.717
	△負債合計	2.310	0.241
	△投資有価証券	0.199	0.067
	△出資金	0.002	0.000
	租税公課	0.000	0.001
	減価償却費	0.003	0.000
	繰延資産償却額	0.003	0.004
マイナス項目	△資産合計	-3.122	-0.447
	受取配当金	-0.026	-0.016
	前期役員賞与	-0.003	-0.001
	資産処分益・評価益	-0.006	-0.008

備考) 日経財務データより作成。

であろうが、税負担率は同じになるはずである。しかし、キャッシュ・フロー法人税を現行法人税と税収中立として導入する際には、キャッシュ・フロー課税ベースの年度間での増減が大きいため、その影響をできるだけ受けないように、より長期の計測期間で税率を推計しなければならない。ただし、この増減の大きさは、現行法人税と比較した場合のことであり、キャッシュ・フロー法人税の負担が問題であるということではない。

5 むすび

キャッシュ・フロー法人税の導入は、課税ベースがマイナスになった場合、税の還付があり、税収の年度間の変動も大きく、また、日本だけがキャッシュ・フロー法人税に移行した場合、企業の海外投資に対して全額控除がなされる上に、外国税額控除もあるなどの税収ロスが発生する国際課税調整といった実務上の課題は残されている。

とくに、税収が変動することから、現行法人税と税収中立で導入する場合、税率をどの水準に設定するか判断が困難だという問題はきわめて重要である。本稿ではキャッシュ・フロー法人税の負担が激しく変動することを踏まえて長期にわたって税収中立を想定したうえで税率を推定した。それでも、業種によって負担の増減が発生することは避けられない。しかしこれは、さまざまな問題を持つ現行税制下での負担との比較であって、キャッシュ・フロー法人税による負担が問題だということにはならない。

キャッシュ・フロー法人税は実行上の課題を抱えるものの、課税ベースの算定が複雑で恣意性が入りやすく、企業の投資に対して中立性が損なわれたり、個人所得税との二重課税を生じさせたりするといった現行法人税の問題点を解消することができるだけでなく、「簡素」という税制上の重要な原則にかなうという優れた特徴をもつものであることから、具体化に向けて検討すべきである。

参考文献

- 古田俊吉 [1990] 「キャッシュ・フロー法人税の中立性」(『富大経済論集』 pp.1-1)
- Kay J. and M. King [1990] *The British Tax System*, fifth edition, Oxford University Press. (田近栄治訳 第 4 版邦訳 [1984] 『現代税制の経済学—イギリスの現状と改革』 東洋経済新報社、1984 年)
- King, M. [1987] “The Cash Flow Corporate Tax,” in *Feldstein M. ed., The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, pp.377-400, University of Chicago Press.
- 宮島 洋 [1986] 『租税論の展開と日本の税制』 日本評論社
- 宮田京子 [2003] 「キャッシュ・フロー法人税の課税ベース」(『経済研究 (九州産業大学)』 第 2 号 pp.115-137)
- 村上 睦 [1997] 「キャッシュ・フロー法人税と国際課税原則」(『大阪学院大学経済論集』 第 11 巻第 1・2 号 pp.165-183)
- 野口悠紀雄 [1985] 「資金ベース法人税の提唱」(『ESP』 No.156 pp.37-42)
- 野口悠紀雄 [1986] 『税制改革の構想』 東洋経済新報社
- 野口悠紀雄・藤井真理子 [2000] 「キャッシュフロー法人税の検討」(『税研』 第 15 巻第 6 号、日本税務研究センター、pp.53-57)
- Shoven, J. [1991] “Using the Corporate Cash Flow Tax to Integrate Corporate and Personal Taxes,” *National Tax Association*, Tax Institute of America, pp.19-27.
- 田近栄治・油井雄二 [1994] 「法人税と課税の中立性」(『税制改革の新設計』 野口悠紀雄編日本経済新聞社 pp.87-115)
- 田近栄治・油井雄二 [1999] 「所得は課税ベースとなりうるか (下) —企業所得課税からキャッシュ・フロー課税へ—」(『税経通信』 pp.44-54)
- 田近栄治・油井雄二 [2000] 『日本の企業課税—中立性の視点による分析—』 東洋経済新報社。
- 高井家治 [1989] 「課税ベースの選択とキャッシュ・フロー・ベース課税」(『追手門経済論集』 pp.1-56)
- Meade, J. E., George Allen and Unwin [1978] *The Structure and Reform of Direct Taxation*, The Institute of Fiscal Studies.
- 戸谷裕之 [1986] 「キャッシュ・フロー法人税の経済効果」(『経済学論究』 関西学院大学経済学研究会第 40 巻第 2 号 pp.67-88)
- 戸谷裕之 [1994] 「キャッシュ・フロー法人税の研究—課税ベースと経済効果—」(『日本型企業課税の分析と改革』 pp.175-197. 中央経済社)
- 白井邦彦 [2000] 「キャッシュフロー法人税の課税ベース」(『亜細亜大学経済学紀要』 第 24 巻第 2,3 号 pp.41-58)

横山 彰 [1995] 「キャッシュ・フロー法人税へ向けて」(『税研』第 63 号日本税務
研究センター pp.26-37)

日経財務データ [2009] 日本経済新聞社デジタルメディア NEEDS カンパニー
財務総合政策研究所 [2010] 『財政金融統計月報』法人企業統計年報 第 702 号
財務総合政策研究所 [2010] 『財政金融統計月報』租税特集 第 696 号

付表 1

付表 1-1 は、1999 年度から 2008 年度の 10 年間で 2008 年度の現在価値に換算して業種ごとに累積し、税負担率を計測したものである。割引率としては、『財政金融統計月報 法人企業統計年報』から全業種の借入金利 10 年間の平均値 2.11%を用いた。

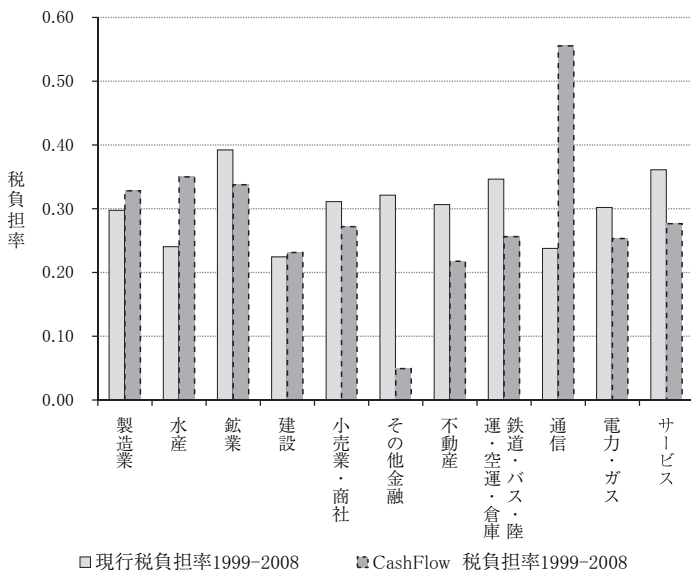
「製造業」、「水産」、「建設」、「通信」の 4 業種が、現行の税負担率よりキャッシュ・フロー税負担率の方が重くなっている。「鉱業」、「小売業・商社」、「その他金融」、「不動産」、「鉄道・バス・陸運・空運・倉庫」、「電力・ガス」、「サービス」の 7 業種は、キャッシュ・フロー税負担率より、現行税負担率の方が重い。ここでは 1999 年度から 2008 年度の 10 年間の累積を見たが、「通信」はキャッシュ・フロー税負担率が極端に大きな業種であり、「その他金融」はキャッシュ・フロー税負担率が極端に低い業種であることから、「通信」はキャッシュ・フロー法人税にした場合税負担率が重くなる業種で、「その他金融」は税負担率が軽くなる業種であるといえるのだろうか。

新規投資をした場合、その投資が安定的に収益をあげて回収できることは短期でできるものではない。10 年間の累計ではこのような結果が出たが、長期で見るとこの変動幅は小さくなる可能性がある。

参考までに、付表 1-2 は 1987-1998 年度の 12 年間で 1998 年度の割引価値に換算し、業種別税負担率を推計したものである。割引率としては、『財政金融統計月報 法人企業統計年報』から全業種の借入金利 12 年間の平均値 4.67%を

用いた¹⁸⁾。「水産」は、1987-1998 年度はキャッシュ・フロー税負担率が極端に低くなっているが、1999-2008 年度ではキャッシュ・フロー税負担率が高くなっていて、1987-2008 年度で累積することによって、この変動の幅は緩和されていることがわかる。このように、キャッシュ・フロー法人税の効果をみるためには、より長期で推計することによって、キャッシュ・フロー税負担率の変動をとらえることができる。付表 1-3 は、1987-2008、1987-1998、1999-2008 の 3 期間のキャッシュ・フロー課税ベースとキャッシュ・フロー税率をまとめたものである。1987-1998 はちょうどバブル期を含むために、投資が盛んに行われ、キャッシュ・フロー税率が大きくなったと考えらえる。

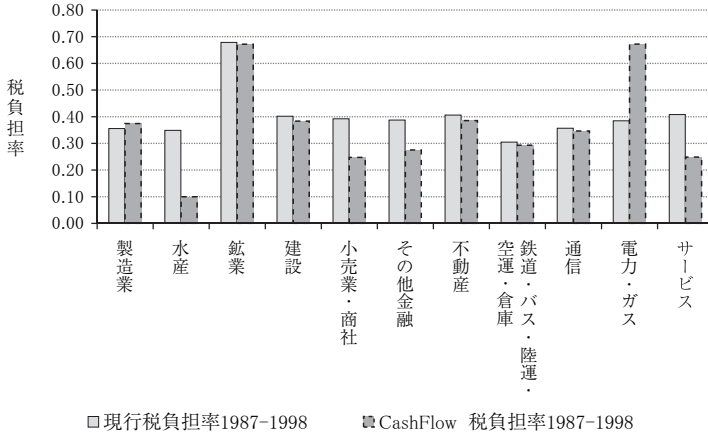
付表 1-1 1999-2008 年度の業種別税負担率の比較



備考) 日経財務データより作成。

18) この期間はバブル期がはいつており、1987-1995 ごろまで借入金利が高い時期であった。

付表 1-2 1987-1998 年度の業種別税負担率の比較



備考) 日経財務データより作成。

付表 1-3 各年度間の割引現在価値換算累計の比較

単位：10 億円

割引現在価値換算	R+F Base	R+Fbase (赤字のみ)	R+Fbase (黒字のみ)	経済的所得	法人税合計
1999-2008	126,882	-35,566	162,447	232,412	70,338
1987-1998	98,597	-38,430	137,027	283,707	104,625
1987-2008	265,415	-87,867	353,282	619,624	212,162

割引現在価値換算	キャッシュ・フロー税率 (黒字のみ)	キャッシュ・フロー税率 (赤字も)	現行税負担率 (経済的所得に対する税額)
1999-2008	0.433	0.554	0.303
1987-1998	0.764	1.061	0.369
1987-2008	0.601	0.799	0.342

備考) 日経財務データより作成。